

広島県 企業立地促進助成制度

制度対象期間 | 令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日

▼ 設備投資

【助成対象】 建物・設備 【対象地域】 県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
先端・成長 産業集積 助成	<ul style="list-style-type: none">健康・医療、環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの（※1）新規雇用常用労働者10人以上 または「健康・医療、環境・エネルギー及び航空機産業」分野の場合は雇用維持	【県内初立地】（※4） 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	35億円
先端・成長 研究開発集積 助成	<ul style="list-style-type: none">健康・医療、環境・エネルギー及び航空機産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの（※1）研究開発または研究開発から量産に係る一連の投資に限る投資額1000億円以上（土地を除く）新規雇用常用労働者100人以上	【県内初立地】（※4） 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	50億円
大規模 産業集積 助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2）AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資または付加価値の向上が認められるもの大企業:投資額50億円以上（土地を除く）中小企業:投資額10億円以上（※3）（土地を除く）雇用維持	【県内初立地】（※4） 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×5%	10億円
産業集積 助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2）大企業:投資額50億円未満（土地を除く）中小企業:投資額10億円未満（※3）（土地を除く）新規雇用常用労働者5人以上 または中山間地域は雇用維持AI、IoT、ロボット化（生産性向上）に係る生産設備等への投資または付加価値の向上が認められる投資は雇用維持	【県内初立地】（※4） 固定資産税評価額×10% 【県内既立地】 固定資産税評価額×2%	1億円
地域活力 再生支援 助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2）従業員500人以上の事業所の休止・閉鎖が公表された場合に、当該事業所内に事業所を有する企業又は当該事業所に関する受注取引額が全体の10%以上の企業が、県内で生産設備等へ投資する場合雇用要件なし	固定資産税評価額×15%	1億円

▼ 産業用地（対象の県営産業団地等を購入した場合）

区分	対象者の条件	助成率	限度額
県営産業 団地等立地 助成	<ul style="list-style-type: none">製造、販売、試験研究、サービス業等	土地売買金額×40% （※5）	なし

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい！
（企業のための広島県ガイド）



※1 広島県内投資促進助成要綱 別表1

区分	技術分野
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（健康・医療関連ビジネス）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、第2条第2項に規定する医薬部外品、第2条第4項に規定する医療機器及び同条第9項に規定する再生医療等製品、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品、創薬研究のための支援・受託サービス、健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス（診療・介護報酬等の対象となる医療・介護サービス等を除く）その他健康・医療関連機器・サービス
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（環境・エネルギー産業）	環境汚染防止分野（大気汚染防止、下水・排水処理、土壌・水質浄化、騒音・振動防止、環境経営支援、化学物質汚染防止）、地球温暖化対策分野（クリーンエネルギー利用、省エネルギー化、自動車の低燃費化、排出権取引）、廃棄物処理・資源有効利用分野（廃棄物処理・リサイクル、資源・機器の有効利用、長寿命化）、自然環境保全分野（緑化・水辺再生、水資源利用、持続可能な農林水産業、環境保護意識向上）に関する技術
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（航空機産業）	航空機工業振興法（昭和33年法律第150号）第2条に規定する航空機等、航空機部品の生産の効率化・部品の軽量化に資する新たな製造技術
A I O T ・ロボット化その他の先端技術等	産業用・業務用・農林関連ロボット、機械・機器に組込むシステム、次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、鉄道（リニア関連）、パーソナルモビリティ、その他輸送機器関連の先端技術、高度道路交通システム（ITS）、大規模データセンター、ゲノム技術、エネルギーの面的利用（HEMS/BEMS/地域レベルEMS）、高性能電力貯蔵、水素貯蔵・輸送等

※2 広島県内投資促進助成要綱 別表2

分類番号	業種名	分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	45	水運業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	47	倉庫業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	48	運輸に附帯するサービス業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食料品卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5511	家具・建具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	72	専門サービス業
19	ゴム製品製造業	39	情報サービス業	73	広告業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業
22	鉄鋼業	44	道路貨物運送業		

※3 中小企業の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②、③を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は除きます。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※4 県内初立地

過去5年間に広島県内に工場、支店、営業所等がない状態で、広島県外から県内に立地することをいう。

※5 主な産業団地の分譲単価（円/m²）・土地助成率

団地名	標準地分譲単価	土地助成率助成後単価	
大朝工業団地	6,150	40%	3,690
安浦産業団地	安定型 11,600	40%	6,960